

荒川区立第七中学校 P T A会則

第一章 名 称

第一条 本会は、昭和二十四年四月二十三日に充足し荒川区立第七中学校 P T Aと称し、事務所を東京都荒川区西尾久四丁目三十番二十八号に置く。

第二章 目 的

第二条 本会は、次の諸項を目的とする。
一、学校の教育に関する事項。
二、家庭教育および社会教育に関する事項。
三、会員相互の親睦と研鑽に関する事項。
四、学校の教育環境の改善に関する事項。
五、生徒の福祉増進に関する事項。

第三章 方 針

第三条 本会は、次の諸項を方針とする。
一、本会は、教育を本旨とする民主的自主的団体として活動する。
二、本会は、政党宗派又は営利的事業に参与しない。
三、本会は、青少年の福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。
四、学校の教育活動を盛んにするため参考意見をのべるが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第四章 会 員

第四条 本会の会員になることができる者は、本校生徒の保護者またはそれに代わる人および本校に在職する教職員とする。
一、本会の会員は、すべて平等の権利を有し、平等の義務を負う。

第五章 役員、会計監査および指名委員

第五条 本会には次の役員をおき、その任務は次のとおりとする。
一、会 長 一名（保護者）
二、副 会 長 三名以上（内教職員一名）
三、書 記 四名以上（内教職員二名）
四、会 計 三名以上（内教職員一名）
五、任務は次のとおりとする。
1、会長は本会を代表し、総会、役員会および実行委員会を招集し、これを主催するほか、各委員会の推薦による委員長（保護者一名）および副委員長（保護者一名および教職員一名）を委嘱する。
2、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
3、書記は本会の記録および庶務を担当する。
4、会計は本会の予算原案を作成し、金銭の収支を扱いその記録を明確にし、会計監査を経て、定期総会において決算を報告する。

第六章 会計監査（保護者二名）は会計監査会を開き、年度の会計を監査し、その結果を定期総会において報告する。

第七章 役員および会計監査は会員の中より選出する。

一、役員および会計監査は指名委員会が候補者をあげ、その案を年度末実行委員会で決定し、新年度より活動を行い、定期総会で報告を行う。
二、役員および会計監査の任期は、四月一日に始まり翌年三月三十一日までの一年とし、再任はさまたげない。ただし、欠員の補充によって選ばれた役員および会計監査の任期は、任者の残存期間とする。

三、役員および専門委員は互いに兼任することはできない。
指名委員会を設置する。

一、指名委員会は左の委員で構成し、その選出方法は次のとおりとする。

- 1、第十二条の定めによる拡大実行委員会の中から、互選により二名を選出する。ただし教職員は除く。
 - 2、各クラスの会員の中から互選により一名を選出する。
 - 3、教職員の中から互選により二名を選出する。
 - 4、指名委員の委員長・副委員長は互選により選出する。ただし、拡大実行委員会の中から互選された者は除く。
- 二、指名委員の任期は、互選により選出された日から次年度の総会で新役員の報告を行うまでとする。

第六章 集会および委員

第九条 集会をわけて次のとおりとする。

- 一、総会 二、役員会 三、実行委員会 四、全体委員会
- 五、専門委員会 六、会計監査会 七、合同委員会 八、特別委員会

第十条 総会は本会の最高決議機関であつて、これを定期総会と臨時総会とする。

- 一、定期総会は年度始一回とする
- 二、定期総会は次に掲げる事項について、審議決議する。
 - 1、役員および会計監査の決定の報告
 - 2、各専門委員の決定の報告
 - 3、前年度の活動および決算の報告
 - 4、本年度事業計画案および予算案
 - 5、その他必要な事項
- 三、総会の通知および提出議案は、五日以内に発送する。総会は委任状を含む会員の五分の一以上の出席をもって成立し、議決は出席者の多数決による。
- 四、臨時総会は実行委員会が必要と認めた時、または全会員の四分の一以上の要求があつた時、開くことができる。
- 五、総会は書面表決にすることができる。
 - 1、書面表決書の提出をもって出席とみなす。
 - 2、書面表決書の提出期限を総会開催日とする。

第十一条 役員会には必要に応じて会長が招集し、本会の目的達成に必要な事項を審議決定する。

第十二条 実行委員会の種類、機構および任務は次のとおりとする。

- 一、実行委員会は、本会の実行機関であつて、これを通常実行委員会（以下、実行委員会と称す）または拡大実行委員会とする。
- 二、実行委員会は、役員ならびに一学年委員、二学年委員、三学年委員、研修委員、広報委員および校外委員の各委員代表二名ずつによって構成する。
- 三、拡大実行委員会は、役員ならびに前記の各委員の委員長および副委員長によって構成する。ただし、審議の内容により必要な委員を招集することとする。
- 四、実行委員会の任務は次のとおりとする。
 - 1、役員会および各委員会から立案された事項について審議承認する。
 - 2、役員会および各委員会からの事業報告を行う。
 - 3、必要ある場合は特別委員会を設けることができる。
 - 4、総会に提出する議案および報告書を作成する。
 - 5、役員および委員長に欠員を生じた場合は、これを補充する。ただし会長に欠員を生じた場合は、副会長より選出する。
 - 6、その他本会の目的達成に必要な活動をする。

第十三条 全体委員会の構成および任務は次のとおりとする。

- 一、全体委員会の構成は次のとおりとする。

- 1、役員
 - 2、一学年委員
 - 3、二学年委員
 - 4、三学年委員
 - 5、研修委員
 - 6、広報委員
 - 7、校外委員
 - 8、指名委員
 - 9、卒業対策委員
- 二、任務は、専門委員および指名委員の委員長および副委員長の選出をし、年度活動計画案の作成をする。

第十四条

専門委員会の種類、構成および任務は次のとおりとする。

- 一、専門委員会の種類は次のとおりとする。
 - 1、一学年委員会
 - 2、二学年委員会
 - 3、三学年委員会
 - 4、研修委員会
 - 5、広報委員会
 - 6、校外委員会
 - 7、卒業対策委員会
- 二、専門委員の選出は次のとおりとする。

学年委員は各学年から四名以上、卒業対策委員は三学年から六名以上、指名委員は各学年から二名以上選出し、その他の委員は各学年から四名以上を選出する。ただし、会員数、学級数により委員数を変更することができる。教職員はいずれかの委員会に所属し、その一名を各委員会の副委員長とする。

三、各専門委員会の任務および任期は次のとおりとする。

- 1、各学年委員会は、各学級および学年間の連絡をはかり、会員の親睦を密にする。
- 2、研修委員会は、会員相互の研修と親睦をはかり、教養の向上につとめる。
- 3、広報委員会は、本会の広報活動を行う。
- 4、校外委員会は、生徒の校外生活指導について協力する。
- 5、卒業対策委員会は、卒業に向けて行事の企画および準備を行う。
- 6、専門委員の任期は、全体委員会から次年度の総会で活動報告を行うまでとする。

第十五条

合同委員会の構成および任務は次のとおりとする。

- 一、各学年の専門委員によって構成し、学年委員長がこれを主催する。
- 二、その任務は、学年ごとのPTA活動を推進し、各専門委員会の連携をはかる。

第十六条

特別委員会は、次の時、臨時に設けるものとする。

- 一、実行委員会で必要と認められた時。
- 二、役員会で必要と認められた時。

第十七条

校長はすべての会議に出席して、学校経営の立場から意見をのべることができる。

第七章 会費

第十八条

本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

第十九条

本会の会費は、生徒一名に付き年額四千円とする。ただし特別な行事等の事情により、一時的に会費の変更の必要がある場合、拡大実行委員会において、期限および金額を協議し、会費の変更をすることができる。

第二十条

本会の会計年度は四月一日にはじまり、翌年三月三十一日に終わる。

第八章 顧問

第二十一条

一、本会は顧問をおくことができる。顧問は会長の諮問に応ずる。

二、顧問は会長が依頼した事案についてののみ、会長代理として職務を遂行できる。

第九章 改正

第二十二条

本会則は総会の議決を経なければ改廃することができない。

付 則 一、会長は、本会の運営に関して必要な細則を役員会において決定し、実行委員会に報告する。

二、本会則は昭和五十年三月十日より実施する。

三、昭和五十八年三月八日規約一部改正。同年四月一日実施。

四、昭和六十一年五月十六日規約一部改正。同日より実施する。

五、昭和六十三年三月十日規約一部改正。同年四月一日実施。

- 六、平成二年三月八日規約一部改正。同年四月一日実施。
- 七、平成七年三月四日規約一部改正。同年四月一日実施。
- 八、平成十一年三月六日規約一部改正。同年四月一日実施。
- 九、平成十二年三月四日規約一部改正。同年四月一日実施。
- 十、平成十四年三月二日規約一部改正。同年四月一日実施。
- 十一、平成十五年六月四日規約一部改正実施。
- 十二、平成十七年六月三日規約一部改正実施。
- 十三、平成十八年三月二日規約一部改正実施。
- 十四、平成二十四年六月一日規約一部改正実施。
- 十五、平成二十七年六月十三日規約一部改正実施。
- 十六、平成二十八年六月十一日規約一部改正実施。
- 十七、平成二十九年七月八日細則二を追加実施。
- 十八、平成三十年六月二日規約一部改正実施。
- 十九、令和二年七月十七日一部改正実施。
- 二十、令和三年六月十七日規約一部改正実施。
- 二十一、令和五年五月二十九日規約一部改正実施。